

別添資料 2－8 個人情報の取扱いについて

（基本事項）

第1条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

第2条 事業者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

第3条 事業者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第4条 事業者は、海上保安庁の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（複写の禁止）

第5条 事業者は、海上保安庁の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために海上保安庁から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第6条 事業者は、海上保安庁の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については、自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

（事案発生時における報告）

第7条 事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに海上保安庁に報告し、海上保安庁の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（資料等の返却等）

第8条 事業者は、この契約による事務を処理するために海上保安庁から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに海上保安庁に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、海上保安庁が、廃棄又は消去など別の方

法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、海上保安庁の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを破棄又は消去するとともに、証明書（別添 2-2）を海上保安庁に提出しなければならない。

（管理の確認等）

第 9 条 海上保安庁は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、海上保安庁は必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

（管理体制の整備）

第 10 条 事業者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

（従事者への周知）

第 11 条 事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

証明書

事業名：_____

事業者：_____

証明者：_____ 印

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

(※証明者については、「総括代理人」が行うものとする。)